

# 原子力艦の原子力災害対策マニュアル検証に係る 作業委員会(第1回)

日時：平成27年11月6日(金)13:00~15:00

場所：中央合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. 挨拶

### 3. 議題

(1) 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの検証について

(2) その他

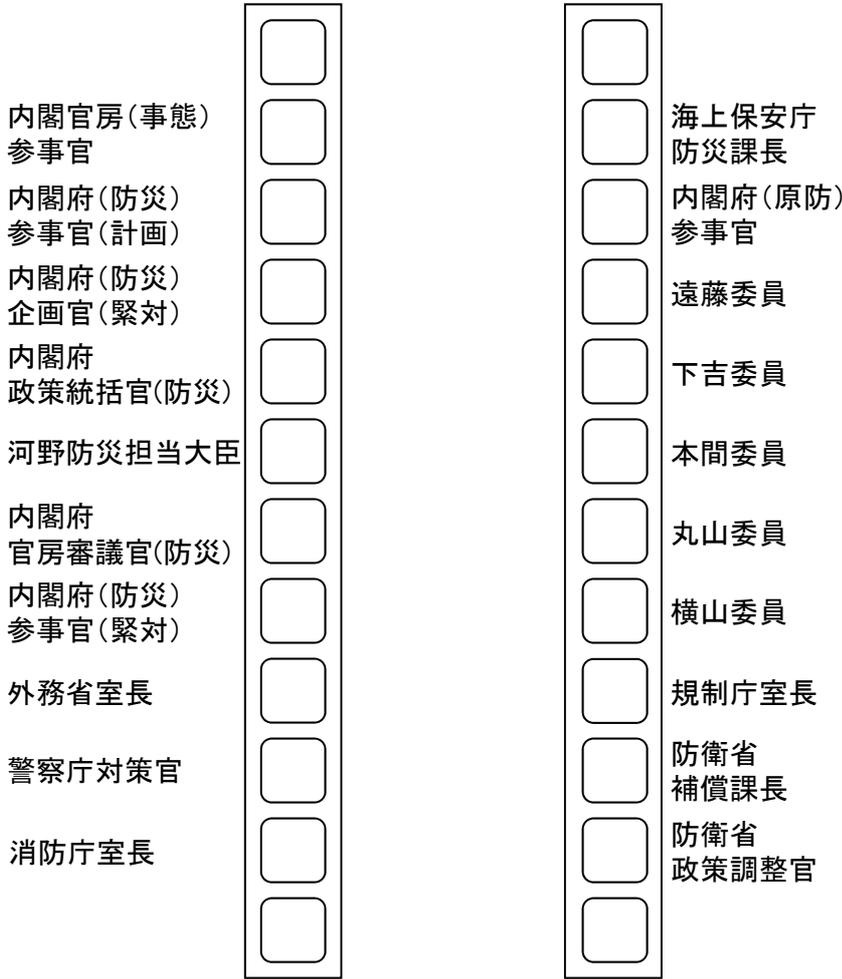
#### 【配布資料】

- ・資料1 委員名簿
- ・資料2 原子力艦の原子力災害対策マニュアル検証に係る作業委員会運営要領
- ・資料3 原子力艦の原子力災害対策マニュアル(概要)
- ・資料4 検証すべき論点(案)
- ・参考資料1 原子力艦の原子力災害対策マニュアル(平成16年8月)
- ・参考資料2 原子力艦の原子力災害対策に係る技術的検討に関する調査報告書(平成15年3月)
- ・参考資料3 米国の原子力軍艦の安全性に関するファクト・シート(平成18年11月)
- ・参考資料4 原子力災害対策指針(平成24年10月策定、平成27年8月全部改正)

# 原子力艦の原子力災害対策マニュアル改訂に係る作業委員会(第1回) 配席図

平成27年11月6日(金) 13:00~15:00  
中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室

出入口



## 委員名簿

## 【有識者】

- 遠藤 寛 一般財団法人電力中央研究所研究アドバイザー、  
九州大学客員教授
- 下吉 拓治 公益財団法人原子力安全技術センター参事
- 本間 俊充 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究センター長
- 丸山 結 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構安全研究センター  
リスク評価研究ディビジョン長
- 横山 邦彦 公立松任石川中央病院 PET センター長・副院長

## 【関係省庁】

- 内閣府大臣官房審議官（防災担当）
- 内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）
- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）
- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）
- 警察庁警備局警備課特殊警備対策官
- 総務省消防庁予防課特殊災害室長
- 外務省北米局日米地位協定室長
- 海上保安庁警備救難部環境防災課長
- 原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室長
- 防衛省地方協力局補償課長
- 防衛省統合幕僚監部参事官付政策調整官

# 原子力艦の原子力災害対策マニュアル検証に係る作業委員会 運営要領

平成 27 年 11 月 6 日

(趣旨)

第一条 原子力艦の原子力災害対策マニュアル検証に係る作業委員会（以下「作業委員会」という。）の円滑な運営のため、以下の事項について定める。

(議事の運営)

第二条 作業委員会に、座長を置き、内閣府大臣官房審議官（防災担当）をもって充てる。  
2 座長は、作業委員会の議事を運営する。

(会議の公開)

第三条 作業委員会は原則として非公開とする。資料及び議事要旨は、委員の確認を得た上で内閣府ホームページに掲載する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第四条 作業委員会の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）において処理する。

(雑則)

第五条 この要領に定めるもののほか、作業委員会の運営に必要な事項は、座長が定める。

# 原子力艦の原子力災害対策マニュアル（概要）

平成 16 年 8 月中央防災会議主事会議申合せ

## 1. 経緯・目的

- 防災基本計画(第 12 編 原子力災害対策編 第 4 章 原子力艦の原子力災害)に定める事項等を具体化し、関係省庁が連携し一体となった災害応急対策を行うため、平成 16 年に中央防災会議主事会議申合せとして策定。
- 原子力艦の原子力災害発生時における通報・連絡体制、非常災害対策本部等の設置に係る手続等について定めるもの。

## 2. 警戒体制

### (1) 原子力艦の原子力災害に関する通報等

- 「外務省等が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合」や「モニタリング値が一定の通報基準を上回った場合」等における、各省庁間での通報・連絡手順、各省庁の所掌に応じた主な情報集約項目、原子力規制庁による緊急時モニタリングの実施等について規定。

#### 【政府としての対応を開始するケース】

- ①外務省が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合  
外務省から官邸、内閣府（防災担当）等へ連絡
- ②防衛省（地方防衛局）が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合  
地方防衛局から防衛省へ、防衛省から官邸、内閣府（防災担当）、外務省等へ連絡
- ③関係地方公共団体が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合  
関係地方公共団体から内閣府（防災担当）へ連絡
- ④モニタリング値が原子力艦に係る異常発生を関係機関に通報する基準（通報基準）に達した場合  
原子力規制庁から官邸、内閣府（防災担当）、外務省等へ連絡

#### <<通報基準>>

我が国が独自に実施している環境放射線モニタリング活動により、原子力艦繫留地の敷地境界付近におけるモニタリング値に異常が検知された際に、原子力艦緊急事態にいたる可能性があるとして、関係機関に通報するための基準

敷地境界付近の放射線量率として、1 地点で 10 分以上 1 時間あたり 5 マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは 2 地点以上で 1 時間あたり 5 マイクロシーベルト以上を検出した場合

## (2) 初動対応

### ①官邸対策室、内閣府情報対策室等の設置

- ・内閣官房は、政府としての初動措置の総合調整等を行うため、必要に応じて官邸対策室を設置
- ・内閣府（防災担当）は、災害発生直後の初動期等における情報収集・連絡活動を行うため、情報対策室等を設置

### ②関係省庁原子力艦事故対策連絡会議

上記（1）の通報が行われた場合、その他必要と認められる場合に開催。

#### 【関係省庁原子力艦事故対策連絡会議】

議長：内閣府政策統括官（防災担当）

構成員：関係省庁課長級等職員

場 所：内閣府（中央合同庁舎 8 号館）

#### 【現地原子力艦事故対策連絡会議】

議長：内閣府大臣官房審議官（防災担当）

構成員：関係省庁課長補佐級及び地方支分部局部長等職員

場 所：横須賀市役所、佐世保市役所、うるま市役所

### ③緊急参集チーム、関係閣僚協議

原子力艦の原子力災害の状況に応じ、政府としての初動措置に関する情報の集約、政府としての基本的方針・対処体制その他の対処に係る重要事項について協議を実施。

## 3. 非常災害対策本部等の設置等

- 非常災害対策本部等の設置・廃止に係る手続、構成員等について規定。
- 本部の事務は、内閣府（防災担当）が、外務省、原子力規制庁及び防衛省の協力を得て行う。

#### 【非常災害対策本部】

本部長：防災担当大臣

副本部長：内閣府副大臣（防災担当）又は大臣政務官（防災担当）、  
防衛副大臣、外務副大臣、原子力規制委員

本部長：関係省庁局長級等職員

#### 【非常災害現地対策本部】

本部長：内閣府副大臣（防災担当）又は大臣政務官（防災担当）

副本部長：内閣府大臣官房審議官（防災担当）

本部長：関係省庁課長補佐級及び地方支分部局部長級等職員

#### 【現地対策本部合同会議】

国、関係地方公共団体が実施する災害応急対策に関する相互の連携強化を図るため、必要に応じて設置。情報の共有、重要事項に関する調整等を実施。

#### 4. 災害応急対策の実施

- 原子力艦の原子力災害発生時において実施する、各種災害応急対策活動について、各省庁等の所掌に応じた活動事項等を具体化。

##### 【活動事項】

- ①外国政府に対する情報提供等の要請
- ②屋内退避、避難等

##### ＜＜原子力艦緊急事態発生時の判断基準＞＞

放射性物質が異常な水準で敷地境界外へ放出されたとして、応急対応範囲において、**屋内退避若しくはコンクリート屋内退避あるいは避難を実施するための判断基準**

敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり100マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり100マイクロシーベルト以上を検出した場合。

##### ＜＜応急対応範囲＞＞

原子力艦による原子力災害が発生した場合、放出源情報等が十分に得られない状況下で**屋内退避若しくはコンクリート屋内退避あるいは避難を実施する範囲**

	原子力空母	原子力潜水艦
<u>コンクリート屋内退避</u> または <u>避難</u> を実施する範囲	半径 1km 以内	半径 0.5km 以内
<u>屋内退避</u> を実施する範囲	半径 1km と 3km で 囲まれる範囲	半径 0.5km と 1.2km で 囲まれる範囲

- ③安定ヨウ素剤の予防服用
- ④被災者の救助・救急等に関する事項
- ⑤社会秩序の維持に関する事項
- ⑥飲食物の摂取制限等
- ⑦国の職員及び専門家の緊急派遣
- ⑧医療活動
- ⑨緊急時モニタリング及びモニタリング結果等の共有の実施
- ⑩広報活動

# 検証すべき論点（案）

## 1. 通報基準・緊急事態の判断基準

原子力発電所等については、原子力災害対策指針（以下「新指針」という。）策定に伴い、施設敷地緊急事態の通報基準（原災法第10条）が  $5\mu\text{Sv/h}$ （2地点又は10分以上検出）から  $5\mu\text{Sv/h}$  に、緊急事態発生判断基準（原災法第15条）が敷地境界付近  $500\mu\text{Sv/h}$  から  $5\mu\text{Sv/h}$ （2地点又は10分以上検出）にそれぞれ見直された。原子力艦の現行マニュアルの通報基準及び緊急事態発生判断基準についてはどのように対応すべきか。

《参考》原子力発電所等と原子力艦の緊急事態の判断基準等の違い

	原子力発電所等		原子力艦
	従前	新指針	
通報基準	1地点10分以上 又は 2地点 $5\mu\text{Sv/h}$	 $5\mu\text{Sv/h}$	1地点10分以上 又は 2地点 $5\mu\text{Sv/h}$
緊急事態の判断基準	1地点10分以上 又は 2地点 $500\mu\text{Sv/h}$	 1地点10分以上又は 2地点 $5\mu\text{Sv/h}$	1地点10分以上 又は 2地点 $100\mu\text{Sv/h}$

## 2. より早期に異常事態を覚知するための措置

原子力発電所等については、新指針において、原子力発電所の災害対策として放射性物質放出前に原子力施設の状況に基づいて予防的な緊急措置を実施するため、事業者から通報がなされることになっている。原子力艦についても通報主体を明確化すべきではないか。

## 3. 応急対応範囲

原子力発電所等については、新指針において、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）として原子力施設から概ね半径5km、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）として原子力施設から最大半径30kmと定められた。原子力艦の現行の応急対応範囲である1km、3km（原子力空母の場合）についてはどのように対応すべきか。

# 原子力艦に係る放射線モニタリングについて

原子力規制庁においては、原子力艦が寄港する港（横須賀港、佐世保港、金武中城港）において、空間放射線量等のモニタリングを実施。測定結果については、ホームページで公開。

## 調査内容

### 寄港時調査

モニタリングポストによる放射線測定  
(24時間連続測定)  
(横須賀 10局、佐世保 7局、金武中城 4局)

モニタリングボートによる放射線測定  
(1日に1回)

海水・海底土の測定

### 非寄港時調査

モニタリングポストによる放射線測定  
(24時間連続測定)  
(横須賀 10局、佐世保 7局、金武中城 4局)

積算線量計による放射線の積算線量の測定  
(横須賀 6カ所、佐世保10カ所、金武中城10カ所)

モニタリングボートによる放射線測定

海水・海底土・海産生物・陸上試料の測定

## 測定結果の状況

モニタリングポストにおける空間放射線量率は概ね20～50nGy/h。  
モニタリングに当たっては、警報値（空間放射線量率 100nGy/h）を設定して、モニタリングポストの値が1局でも警報値を超えた場合には、原子力艦以外に要因がないか確認を速やかに実施。